

古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金 Q & A（7月7日更新）

Q 1. 対象となる事業者の要件はあるのか。

A 1. 市内に本社、支社、営業所を有する道路運送事業又は自動車運転代行業を営む中小企業又は個人事業主が対象です。大企業やみなし大企業は対象外です。

Q 2. 中小企業者とはなんですか。

A 2. 以下の「資本金の額又は出資額」と「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たす事業者又は個人事業主をいいます。

	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業その他 (以下②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5000万円以下	50人以下
④ほかに分類されないその他の生活関連サービス業	5000万円以下	100人以下

Q 3. 個人事業主で古賀市内在住だが、事業所の所在地が市外の場合は対象になるのか。

A 3. 事業所の所在地で判断します。事業所の所在地が市外の場合は対象外です。

Q 4. 事業用登録をしている車両であればすべて対象になるのか。

A 4. 貨物自動車運送事業等の許可年月日（貨物軽自動車運送事業者の場合は届け出日）、車検証記載の「登録年月日／交付年月日」が令和4年5月31日以前であることが条件です。なお、「登録年月日／交付年月日」以降の燃料購入費が算定対象となります。

Q 5. 申請対象期間のうち連続した4か月を申請しなくてはならないのか。

A 5. 連続している必要はありません。任意の最大4か月を選び申請してください。

Q 6. 上限額はあるのか。

A 6. 車検証の「車両総重量」に記載されている重量が、3.5トン以上の車両は1月1台あたり15,000円を上限とし、3.5トン未満の車両は1月1台あたり5,000円を上限とします。

Q 7. 運輸局からの貨物自動車運送事業の許可書を失くしてしまった。

A 7. 運輸支局に証明願を提出し、証明書を取得してください。なお、貨物軽自動車運送事業者については届け出制のため許可書が存在しませんので、貨物自動車運送事業と同様に運輸支局へ証明願を提出し証明書を取得してください。

Q 8. 市内の事業所で使用している事業用車両なら対象になるのか。

A 8. 市内の事業所が有している事が条件になります。その確認として車検証の「使用の本拠の位置」に記載されている住所が古賀市内である必要があります。（使用者の住所が古賀市で使用者と使用の本拠の位置が同じ場合は、「***」と表記されています。）

Q 9. 創業したばかりで確定申告をしていないがどうしたらよいか。

A 9. 令和4年1月以降に開業した場合は、開業届や営業許可証など開業に関する公的書類の写しを提出してください。

（7月7日追加）

Q 10. 自社タンクに一括購入している場合の購入根拠資料は何を提出したらよいか。

A 10. 前月までに購入した燃料のタンク内残量も含めて給油していると思いますので、申請する月の燃料の購入量と給油量が一致しないことを前提として、申請する4か月の最初の月の前月から最後の月の翌月まで以下のそれぞれの書類を提出してください。

	提出書類
A	・各車両への給油記録簿（燃料購入記録簿） ・購入した数量が分かる書類と支払ったことが分かる書類（請求書と領収書の写し）
B	・月ごとの給油量合計（車両ごとの給油量ではなく、対象車両全体で月に給油した量の合計が分かる書類） ・購入した数量が分かる書類と支払ったことが分かる書類（請求書と領収書の写し） ※令和3年10月の給油量を申請する場合は、令和3年9月の購入量と給油量が分かる資料をご提出ください。

例

10月・11月・12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月

○：申請対象とする月（11月12月4月5月）・・・必要書類は上記A

△：申請対象としないが書類提出を求める月（10月1月2月3月6月）・・・必要書類はB

Q 11. 滞納のない証明書は何を提出すればよいか。

A 11. 古賀市収納管理課で「古賀市に滞納のない証明書」を取得してください。
取得には手数料300円と代表者印または委任状が必要になります。

Q 12. 対象期間中（令和3年10月～令和4年7月）に減車した車両があるが、対象となるのか。

A 12. 令和4年5月31日時点で所有またはリース契約により借用している車両が対象となります。
すでに減車している車両または買い替えを行い手放した車両については対象外となります。

Q 1 3. 市内に複数営業所がある場合、それぞれ申請書を提出したらよいか。

A 1 3. まとめて申請してください。なお、申請書所在地については代表のものとして1つ記載してください。

Q 1 4. 燃料費高騰対策運送事業者等支援金は課税の対象となるか。

A 1 4. 課税の対象となります。収入として確定申告してください。

※そのほか、ご不明な点があるときは、事前に商工政策課までご相談ください。